

# 大阪ミュージアム登録物(展示物・館内催し)の登録フロー

## 推薦

(大阪府民(個人・団体・企業)、大阪に愛着を感じ関心をもつた)

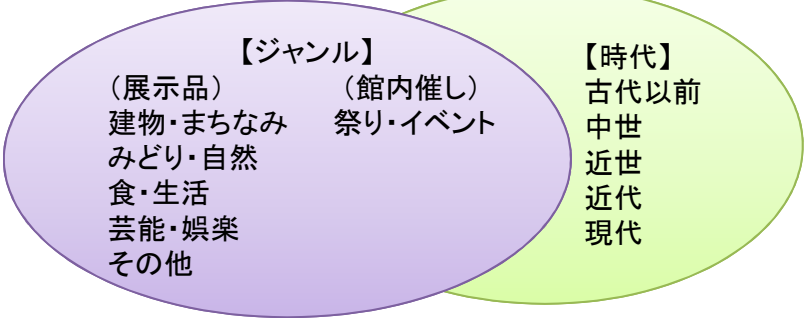
- ・1つの市町村に所在する場合は当該市町村長へ
- ・2つ以上の市町村にまたがる場合は府知事へ

**大阪ミュージアムとは・・・**  
大阪府内には、歴史的なまちなみや豊かなみどり・自然など、魅力的な資源が数多くあります。大阪府では、『「明るく」「楽しく」「わくわく」するまち・大阪』を実現するため、まち全体を「ミュージアム」、魅力ある資源を「展示品」や「館内催し」(両方併せて「登録物」とする)に見立てて、それらを発掘・再発見し、磨き・際立たせ、結びつけることにより、大阪のまちの魅力を内外に発信していきます。

大阪ミュージアム登録物推薦書(第1号様式)の提出

## 提案(市町村又は府)

- ・推薦を受けなくても市町村又は府は、自らの判断で提案可



### 【提出物】

- ① 大阪ミュージアム登録物推薦書(第1号様式)
- ② 大阪ミュージアム登録物提案書(第2号様式)
- ③ 登録物の写真(2枚程度・横長)

## 協議

- ・府と市町村は登録するかどうか協議

## 登録(府知事)

- ・「大阪ミュージアム登録物一覧(第3号様式)」の作成
- ・推薦者に対する通知は、「大阪ミュージアム登録物一覧(第3号様式)」の公表をもって代える(ホームページに掲載)
- ・登録証及び登録シールの交付

